

令和 7年 9月 7日執行
旭 川 市 長 選 挙
旭川市議会議員補欠選挙

候補者のしおり

は し が き

この「しおり」は、9月7日に執行される旭川市長選挙及び旭川市議会議員補欠選挙において、立候補の手続きや候補者として行わなければならない各種の届出手続等についてまとめたものです。

この「しおり」にある各種届出の要領、その他記載内容等についての疑問点は、旭川市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

令和7年8月



【お問合せ】

旭川市選挙管理委員会事務局(臨時事務室)

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎7階

電 話 (0166)25-6513

Eメール senkan@city.asahikawa.hokkaido.jp

【凡例】

法 …… 公職選挙法

令 …… 公職選挙法施行令

規正法 … 政治資金規正法

目 次

I 概要

1 選挙の日程	1
2 選挙する定数	2
3 候補者の要件	2
4 選挙に関する届出等の時間について	3
5 配付資料・書類一覧	3

II 立候補の届出

1 日時と場所	5
2 届出の方法	5
3 必要書類	6
4 事前審査について	9
5 交付物件等	9
6 立候補の辞退について	9

III その他届出

1 選挙事務所の設置（異動）	10
2 出納責任者の選任（異動）	10
3 選挙運動事務員等の届出	10
4 選挙立会人の届出	10
5 選挙運動用通常葉書	11
6 選挙運動用ビラ	11
7 公営施設での個人演説会	12
8 選挙公報及び音声による選挙公報	12
9 会計帳簿及び選挙運動費用収支報告書	12

IV 候補者の選挙運動の概要

1 選挙運動ができる期間	13
2 選挙運動が禁止されている者	13
3 選挙運動において禁止されていること	14
4 選挙運動用自動車及び拡声機について	14
5 選挙運動用費用の上限額（法定制限額）	16
6 選挙運動一覧表	16

V	当選と選挙終了後の問題	
1	当選人	19
2	当選の告知及び当選証書の附与	19
3	連座制と当選無効	19
4	選挙後の挨拶行為の制限	20
5	供託物の取扱	21
VI	政治活動の規制について	
1	政治活動と選挙運動	21
2	選挙がないときの政治活動の規制	22
3	選挙時における政治活動の規制	22
VII	寄附の禁止について	
1	候補者等の寄附の禁止	24
2	後援団体の寄附の禁止	25
3	その他の寄附の禁止	25
4	政党その他の政治団体への政治資金のながれ	27
5	政治家個人への政治資金のながれ	28
◇	立候補届出書類等の記載例	29

I 概要

1 選挙の日程

月	日	曜日	内 容			
8	12	火	事前審査期間	事前審査の書類 ・立候補届出関係書類 ・確認団体関係書類(*市長選のみ) ・公費負担関係書類 ・選挙公報掲載原稿(音声版を含む)		事前審査 場所：選挙管理委員会事務局内 日時 8/12～8/22 ※ただし土日は除く 午前9時から午後5時まで
	22	金				
	25	月	公営ポスター掲示場設置場所一覧の交付開始 個人演説会公営施設一覧の交付開始			
	31	日	立候補届出日	個人演説会公営施設開催申出期間	選挙立会人届出期間	・選挙期日の告示 ・選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ・選挙事務所設置(異動)届の受付開始 ・出納責任者選任(異動)届の受付開始 ・選挙運動事務員等(報酬を支給することができる者)の届出受付開始 ・政治団体の確認申請書受付開始*市長選のみ ・政談演説会開催申出受付開始*市長選のみ ・氏名掲示等の掲載順序決定のくじ(午後5時～) ・選挙公報の掲載順序決定のくじ(午後5時10分～)
9	1	月		個人演説会公営施設開催期間	期日前・不在者投票期間	
	2	火				
	3	水				
	4	木				選挙立会人の決定及び選任
	5	金				選挙立会人の説明会(午後3時～総合庁舎7階)
	6	土				選挙運動の最終日 確認団体の政治活動最終日*市長選のみ
	7	日	選挙期日	投票 開票選挙会	時間：午前7時から午後8時まで(一部投票所は午後7時まで) 投票所から300m内の選挙事務所の閉鎖・移動 投票結果判明予定時刻 午後9時40分 場所：旭川市総合体育館(花咲町5丁目) 開始時刻：午後9時20分 結果判明予定時刻～(市長選)翌日午前1時頃 (市議補選)翌日午前1時30分頃	
	8	月	当選人の告示			
	9	火	当選証書の附与			
	22	月	選挙運動費用収支報告書(1回目)の提出期限			
	24	水	供託書原本の返還開始			

2 選挙する定数

旭川市長選挙	1
旭川市議会議員補欠選挙	1（8月1日現在）

3 候補者の要件

(1) 被選挙権があること

【市長選・市議補選共通】

- ア 日本国民で年齢満25歳以上
- イ 下記の欠格事項に該当しないこと

【市議補選】

ウ 当該選挙権を有する者（本市の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者）

※ 市長選は住所要件はありません

《欠格事項》

- 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後、5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者（実刑を受けた場合には、その5年間を経過した日から更に5年間、被選挙権を有しない者）
- 選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 選挙犯罪（規正法違反を含む。）によって被選挙権が停止されている者

(2) 他の選挙の候補者となっていないこと

ある選挙で候補者となった方は、同時に他の選挙の公職の候補者となることはできません。（法第87条）

(3) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で候補者となることはできません。（法第88条）

また、国家公務員又は地方公務員等は、一部の例外を除いて、現職のまま立候補することはできません。もし、これらの方が立候補した場合、直ちに当該公務員を辞したものとみなされます。（法第89条、第90条）

(4) 旭川市と請負関係にある場合の注意

旭川市に対し請負をする方等が立候補し、当選をした場合においては、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を旭川市選挙管理委員会に届けなければ、当選を失います。（法第104条）

4 選挙に関する届出等の時間について

法第270条の規定により、選挙に関する届出等の時間については全て午前8時30分から午後5時までの間に行わなければならないこととされております。したがって、午後5時を過ぎてしまうと受付ができませんので、期日の指定がある届出等は特に注意してください。

5 配付資料・書類一覧

(1) 候補者関係

資料等の名称	数量	届出期限	記載例掲載ページ
1 候補者のしおり（本誌）	1部		
2 出納責任者のしおり	1部		
3 候補者届出関係書類 - (1)～(6)は事前審査要			
(1) 候補者届出書（本人届出）	2枚	8/31	30ページ
(2) 候補者届出書（推薦届出）	2枚	8/31	31ページ
(3) 候補者推薦届出承諾書	2枚	8/31	32ページ
(4) 選挙人名簿登録証明書交付申請書	2枚	8/31	—
(5) 宣誓書	2枚	8/31	33ページ
(6) 通称認定申請書	2枚	8/31	34ページ
(7) 候補者経歴書	2枚	8/31	35・36ページ
(8) 立候補届出代理人証明書	2枚	8/31	—
4 諸届出関係書類 - (1)～(7)は事前審査要			
(1) 選挙事務所設置(異動)届	2枚	設置(異動)後直ちに	37・38ページ
(2) (選挙事務所設置(異動)に係る)承諾書	2枚	設置(異動)後直ちに	39ページ
(3) (推薦届出者の)代表者証明書	2枚	8/31	—
(4) 出納責任者選任(異動)届	2枚	選任(異動)後直ちに	40～41ページ
(5) (出納責任者選任(異動)に係る)承諾書	2枚	選任(異動)後直ちに	42ページ
(6) 選挙運動事務員等届出書	2枚	雇用前に	43ページ
(7) 選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書	2枚	8/31～9/4	44ページ
(8) 出納責任者職務代行開始(終止)届	2枚	—	—
(9) 選挙運動用ビラ届出書	2枚	8/31～9/6	45ページ
(10) 個人演説会開催申出書	2枚	開催日2日前まで	—
(11) 会計帳簿	1部	9/22まで	出納責任者のしおり
(12) 選挙運動費用収支報告書	1部	9/22まで	出納責任者のしおり
(13) 領収書を徴し難い事情があった支出の明細書	1枚	9/22まで	出納責任者のしおり
(14) 振込明細書に係る支出目的書	1枚	9/22まで	出納責任者のしおり
(15) 選挙運動用物品受領書	2枚	8/31	—

(2) 確認団体関係（＊市長選のみ）

資料等の名称	数量	届出期限	記載例掲載ページ
1 確認団体の手引き	1 部		
2 確認申請関係書類 - 事前審査要			
(1) 政治団体確認申請書	2 枚	8/31～9/6	確認団体の手引
(2) 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	2 枚	8/31～9/6	確認団体の手引
3 確認団体に係る届出書類 - (1)～(4)は事前審査要			
(1) 政治活動用ポスター証紙交付請求書	2 枚	8/31～9/6	確認団体の手引
(2) 政治活動用ビラ届出書	2 枚	8/31～9/6	確認団体の手引
(3) 政党その他の政治団体の機関紙届	2 枚	8/31～9/6	確認団体の手引
(4) 政談演説会開催届出書	2 枚	開催前まで	確認団体の手引
(5) 政治活動用物品受領書	2 枚	8/31～9/6	—

(3) 選挙公営関係

資料等の名称	数量	届出期限	記載例掲載ページ
1 公費負担関係 - (2)は事前審査要			
(1) 公費負担の手引き	1 部		
(2) 公費負担関係届出・請求等各種書類	各 2	※詳細は「公費負担の手引き」参照	
2 選挙公報関係書類 - (4)は事前審査要			
(1) 選挙公報発行要領	1 部		
(2) 選挙公報掲載申請書	2 枚	8/31	
(3) 選挙公報掲載申請修正(撤回)申請書	2 枚	8/31	
(4) 選挙公報掲載文原稿用紙	3 枚	8/31	
3 音声による選挙公報関係書類 - (4)は事前審査要			
(1) 音声による選挙公報発行要領	1 部		
(2) 音声による選挙公報収録申請書	2 枚	8/31	
(3) 音声による選挙公報収録申請修正(撤回)申請書	2 枚	8/31	
(4) 音声による選挙公報収録文原稿用紙	3 枚	8/31	

(4) その他

資料等の名称	備 考
1 選挙葉書ご利用のしおり	日本郵便㈱
2 供託申請の方法について	法務局

※ ここに記載した届等の書類については予備を含めて配付していますが、届出書類等の提出枚数は各 1 枚となります。

Ⅱ 立候補の届出

1 日時と場所

- (1) 日時 令和7年8月31日（日） 午前8時30分から午後5時まで
※ 立候補届出会場の開場は午前7時40分です。
※ 午後5時を過ぎてからの届出は受理できません。（法第270条）
- (2) 場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室A
（午前9時以降は選管事務局執務室（7階大会議室C）で行います。）

2 届出の方法

立候補は郵便等によることなく、文書で選挙長に届け出なければなりません。
（法第86条の4第1項）

(1) 届出の種類

ア 本人届出

候補者になろうとする本人が、選挙長に届け出ます。

イ 推薦届出

選挙人名簿に登録されている人が、候補者となる本人の承諾を得て、この人を候補者にしたいと、選挙長に届け出ます。

(2) 立候補届出順の決定

午前7時40分 開場

午前8時00分 午前8時までに到着した届出者は、くじにより立候補届出順位を決定します。午前8時より後に到着した届出者は、その到着した順番が立候補届出順となります。

くじの方法

くじは、次のように2回行い、2回目のくじをもって立候補届出順位とします。

- ・ 1回目…到着した順番にくじを引き、2回目のくじを引く順番を決める。
- ・ 2回目…1回目で決定した順番でくじを引き、届出順位を決める。

2回目のくじにより決定した順番が立候補届出順となり、この順番に受付を行います。

(3) 届出に当たっての留意事項等

- 候補者又は推薦届出者に代わり代理人による届出もできますが、この場合「立候補届出代理人証明書」を提出してください。
- 立候補の届出をされる方は、1立候補予定者につき2名（届出者と物品受領者）に限定させていただきます。
- 本人届出の場合は候補者本人の署名又は押印、推薦届出の場合は推薦届出者の署名又は押印がない場合は、届出を行う方（代理人を含む。）の本人確認が必要になりますので、本人確認書類の提示又は提出をお願いします。

3 必要書類

《一覽》

必要書類の名称	区分	本人届出	推薦届出
候補者届出書（本人届出）		○	
候補者届出書（推薦届出）			○
候補者推薦届出承諾書			○
（推薦届出者の）選挙人名簿登録証明書			○
（推薦届出人の）代表者証明書			△※1
候補者の戸籍謄本又は抄本		○	○
供託（証明）書		○	○
所属党派証明書		△	△
宣誓書		○	○
通称認定申請書		△	△
候補者経歴書		○	○
立候補届出代理人証明書		△※2	△※2

※ ○は必須書類、△該当する場合に必要な書類です。

※1 代表者証明書は推薦届出者が複数いる場合に必要

※2 候補者又は推薦届出者に代わり代理人が届出を行う場合に必要

(1) 候補者届出書（本人届出・推薦届出共通）

- 推薦届出の場合は「**候補者推薦届出承諾書**」及び「**（推薦届出者の）選挙人名簿登録証明書**」の提出が必要です（令第89条第2項）。

また、推薦届出者が複数いる場合は「**（推薦届出人の）代表者証明書**」の提出も願います。

- 候補者氏名は、必ず戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
通称による提出は認められません。
- 戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字を、これに対応する常用漢字表に掲げる通常字体又は人名漢字別表に掲げる字体に置き換えることは、「戸籍簿に記載された氏名」そのものとして取り扱われ、通称とは扱われません。
例えば「眞」を「真」に、「澤」を「沢」に、「廣」を「広」に、「高」を「高」に置き換えることは、ここでいう通称には当たりません。
- 戸籍名として用いられている漢字を「かな書き」で届け出るときや、常用漢字表にない文字を読みにしたがって常用漢字に当てて使用する場合は「通称認定申請書」を提出して、通称の認定を受ける必要があります。（資料の提示は不要）
- 本籍、住所、生年月日は被選挙権の有無の判定上必要があるので、正確に記入してください。なお、年齢については、選挙期日現在の満年齢を記入してください。
- 「党派」欄は、候補者届出書に添付する「所属党派証明書」に記載されている政党その他の政治団体の名称を正確に記載してください。

なお、「所属党派証明書」をお持ちでない方は、「無所属」と記載してください。

- 2以上の政党その他の政治団体に属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を記載してください。(法第86条の4第3項)
- 政党その他の政治団体の名称が字数20を超えるときは、字数20以内の略称を併せて記載してください。(令第89条第4項)
- 職業はできる限り詳細に記載し、兼職を禁止されている職(地方自治法第92条、第141条)にある方についてはその職名を、地方公共団体と請負関係(地方自治法第92条の2、第142条)にある方についてはその旨を記載してください。
(令第89条第1項)
- 代理人が届け出る場合は、「立候補届出代理人証明書」を提出してください。
- 候補者届出書に候補者本人(本人届出の場合)の署名又は押印、推薦届出者(推薦届出の場合)の署名又は押印を省略する場合は、次の表の方の本人確認書類(免許証、マイナンバーカードの写し等)の提示又は提出が必要になります。

《表》

届出方法 届出を行う方	本人届出	推薦届出
① 候補者本人が届出を行う場合	候補者本人	
② 推薦届出者が届出を行う場合		推薦届出者
③ ①又は②の代理人が届出を行う場合	代理人	代理人

(2) 戸籍謄本又は抄本～令第89条第2項

候補者の戸籍謄本又は抄本は、早めに本籍地の市区町村から入手してください。

(3) 供託(証明)書

立候補の届出に当たっては、次の金額又はそれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。供託者は、本人が立候補届出をする場合は候補者本人、推薦届出による場合は推薦届出人となり、推薦届出人が2名以上の場合はその中の1名の名義で差し支えありません。

供託は告示日前でもできますので、早めに手続を済ませててください。なお、オンラインによる申請も可能です。

詳細については、別添の「選挙供託の手続について」を参照してください。

- ・ 供託場所 : 旭川地方法務局(旭川市宮前1条3丁目 旭川合同庁舎内)
- ・ 供託金額 : 市長選100万円 ・ 市議補選 30万円
- ・ 供託金没収点 : 市長選～有効投票総数の1/10
市議補選～有効投票総数÷34(議員定数)の1/10

供託物の返還及び没収については、21 ㉟を参照してください。

(4) 所属党派証明書

候補者届出書に記載されている政党又はその他の政治団体が真実であることを証明するもので、政党等が発行する証明書です。

なお、無所属の候補者については、添付する必要はありません。

(5) 宣誓書

公職の候補者となろうとする者が、当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを誓う旨の文書を添えて提出することが法で定められており、虚偽の宣誓をした者は処罰の対象となります。(法第86条の4第4項)

(6) 通称認定申請書

通称認定申請書は、候補者届出書に添えて提出してください。

《通称認定の概要》

通称とは、本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で、本名に代わるものとして広く通用しているものをいい、通称であることの証明は候補者がしなければなりません。通称認定申請書を提出するときは、併せてその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証明するに足り得る資料、例えば手紙又は葉書等の信書、名刺、著書その他その人の社会的関係を広くながめて、その人の呼称として通用している実績を示すに足りるだけのものを提示してください。

また、戸籍簿に記載された氏名の全部又は一部の文字を、その読みにしたがって、ひらがな又はカタカナに代えて使用する場合にも通称認定申請書を提出していただきますが、この場合には証明するための資料の提示は不要です。

《通称が使用される範囲》

- 立候補の届出の告示
- 投票を記載する場所への氏名等の掲示
- 市長選の記号式投票用紙
- 新聞広告
- 選挙公報

※ 候補者が自分で行うもの、例えば選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札、看板などの表示については、通称を使用するかどうかは候補者の自由です。

(7) 候補者経歴書

兼職禁止（法第103条）、請負関係（法第104条）に該当していないか等の確認のため必要ですので、別添の用紙により提出してください。

4 事前審査について

立候補届出当日の段階で届出書等に不備がある場合は、補正の時間を要したり、受理できない場合があるため、候補者届出書等の事前審査を行います。
必要な書類を記載し、この審査を必ず受けてください。

事前審査を行う日時：令和7年8月12日（火）～8月22日（金）まで
午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）

事前審査を行う場所：旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎7階
旭川市選挙管理委員会事務局臨時執務室

5 交付物件等

候補者届出を受理した後、次の物件を交付します。

交付物件名称	数量(市長選)	数量(市議補選)
1 選挙運動用自動車・船舶の表示板	1枚	1枚
2 選挙運動用拡声機の表示板	1枚	1枚
3 街頭演説用標旗	1枚	1枚
4 乗車員用腕章	4枚	4枚
5 選挙運動員用腕章(街頭演説用)	11枚	11枚
6 候補者用通常葉書使用証明書	1枚	1枚
7 選挙運動用通常葉書差出票	40枚	10枚
8 選挙運動用ビラ証紙	16,000枚	4,000枚
9 新聞広告掲載証明書	2枚	2枚

上記の表に示した選挙運動用の諸物品は原則として再交付しませんので、紛失しないように注意してください。

万一紛失し再交付する場合は、紛失届を所轄の警察署に提出し、その旨を付記して再交付申請をすることになります。

6 立候補の辞退について

立候補の辞退は、立候補の届出をすることができる日（告示日）の午後5時までに文書をもって選挙長に届け出なければなりません。（法第86条の4第10項）

辞退届の様式は説明会ではお渡ししませんので、辞退する場合は選挙管理委員会に問い合わせるか、ホームページからダウンロードしてください。

なお、立候補届出期日の受付時間経過後（午後5時以降）は、辞退できません。

また、受付時間内に辞退しても供託物は返還されません。

※ 立候補届出書類は、要請があれば公開することがありますので、御了承ください。

Ⅲ その他の届出

1 選挙事務所の設置(異動)

- 選挙事務所を設置又は移動する場合、候補者又は推薦届出者は、「**選挙事務所設置(異動)届**」を設置(異動)後ただちに選挙管理委員会に提出してください。
- 推薦届出者が設置者の場合、「**(選挙事務所設置(異動)に係る)承諾書**」の提出が必要です。
さらに推薦届出者が複数の場合、「**(推薦届出者の)代表者証明書**」の提出も必要です。
- 設置できる選挙事務所の数は、候補者1人につき1か所です。
- 選挙事務所を異動する場合は、一日一回に限られています。
- 選挙の当日、投票所を設けた場所の入口から300m以内(直線距離)に選挙事務所がある場合は、その事務所は閉鎖しなければなりません。

2 出納責任者の選任(異動)

- 候補者又は推薦届出者は、選挙運動に関する金銭等の収入および支出を取り扱う出納責任者を選任しなければなりません。
- 候補者又は推薦届出者は、出納責任者を選任(異動)した場合、ただちに「**出納責任者選任(異動)届出書**」を選挙管理委員会に提出してください。
- 推薦届出者が届け出る場合、「**(出納責任者選任(異動)に係る)承諾書**」の提出が必要です。推薦届出者が複数の場合、「**(推薦届出者の)代表者証明書**」の提出も必要です。
- 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合は、異動届に解任又は辞任の通知にあったことを証明する書面の添付が必要です。
推薦届出者が出納責任者を解任した場合は、解任について候補者の承諾を証明する書面も添付しなければなりません。
- 出納責任者が事故等により欠けた場合、候補者又は推薦届出者がその職務を代行することになります。職務を代行する場合は、「**出納責任者職務代行開始(終止)届**」により直ちに選挙管理委員会に届け出なければなりません。職務の代行を終了したときも同様に届出が必要です。

3 選挙運動事務員等の届出

- 選挙運動事務員等は、選挙管理委員会に届け出た者に限り報酬を支給できることとなっているので、選挙運動事務員等を雇用する前に「**選挙運動事務員等届出書**」を選挙管理委員会に提出すること。
- 報酬の額や支給できる人数については一定の制約があるため、詳細は別冊「出納責任者のしおり」を確認してください。

4 選挙立会人の届出

- 候補者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者を1人選挙長に届け出ることができます。その届出は「**選挙立会人となるべき**

者の届出書及び承諾書」により選挙管理委員会に提出してください。

- 届出の期限は9月4日（木）の午後5時までです。
- 各選挙において届出者が10人を超える場合又は同一政党等に属する候補者からの届出が3人以上の場合は、その人数の範囲内となるよう選挙長がくじで定めます。
- くじが行われる場合は、9月4日（木）午後5時から旭川市総合庁舎7階旭川市選挙管理委員会事務局にて行いますが、このくじに候補者又は代理人は立ち会うことができます。
- 選挙立会人は開票所にて、開票の手続きの立ち会いや投票の効力の決定に際しての意見陳述などを行うとともに、当選人の決定手続（選挙会）に立ち会う役割があります。
- 9月5日（金）に予定している選挙立会人の説明会の中で詳しく説明します。（説明会の開催については改めて案内します。）

5 選挙運動用通常葉書

- 候補者一人につき市長選は8,000枚、市議補選は2,000枚まで頒布（郵送）することができます。
- 通常葉書は、立候補届出の際に「**候補者用通常葉書使用証明書**」を交付します。
これを、選挙期間中に指定された郵便局の窓口に提示して「選挙用」と表示の官製はがきの交付を受けてください。
また、手持ちの私製はがきは、この証明書とともに郵便局の窓口に提示して「選挙用」の表示を受けてください。
- 発送の際は、立候補届出の際に交付する「**選挙運動用通常葉書差出票**」を添えて指定された郵便局の窓口差し出してください。ポストに投函はしないでください。
- 詳細は、日本郵便株式会社北海道支社発行の「選挙葉書ご利用のしおり」を確認してください。

6 選挙運動用ビラ

- 候補者一人につき選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを、市長選は計16,000枚、市議補選は4,000枚を頒布することができます。
- 選挙運動用ビラを活用する際は、「**選挙運動用ビラ届出書**」により、ビラの見本をそれぞれ添付の上選挙管理委員会に届け出てください。
- 選挙運動用ビラには選挙管理委員会が交付する「証紙」（上記の届出書受理後に交付）を貼らなければ頒布することができません。
- 規格は長さ29.7cm、幅21cm（A4サイズ）以内で、表面には必ず「頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）と住所」を記載しなければなりません。
- ビラの頒布方法は、立候補届出後、次の方法によることとされており、これ以外の方法は認められません。
 - ア 新聞折込による頒布
 - イ 選挙事務所内での頒布
 - ウ 個人演説会場又は街頭演説の場所における頒布

7 公営施設での個人演説会

- 個人演説会を行う施設は公営施設とそれ以外の施設を使用して開催することができます。
 - 公営施設とは、「学校、公民館」「地方公共団体の管理に属する公会堂」、「その他選挙管理委員会が指定する施設」があります。
- なお、8月25日から施設の設備等を記した「個人演説会公営施設一覧」を交付します。
- 公営施設は、候補者1人につき同一施設を1回に限り無料で使用することができますが、使用に当たってはルールがあります。公営施設一覧とともに交付する「公営施設を使用した個人演説会の開催について」の内容に基づき手続きを行ってください。

8 選挙公報及び音声による選挙公報

- 選挙公報及び音声による選挙公報は、選挙管理委員会が選挙期日の前日までに1回発行します。
- 選挙公報及び音声による選挙公報に掲載又は収録する場合も選挙管理委員会への届出が必要です。詳しくは「選挙公報発行要領」を参考に手続きしてください。

9 会計帳簿及び選挙運動費用収支報告書

- 出納責任者は、選挙運動に関する収入および支出に報告書（以下「収支報告書」という。）を9月22日(月)までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。
- 出納責任者は会計帳簿に必要事項を記載し、明細書や領収書等とともに収支報告書の提出から3年間保存しなければなりません。
- 会計帳簿及び収支報告書の詳細は「出納責任者のしおり」を参照してください。

IV 候補者の選挙運動の概要

1 選挙運動ができる期間

立候補の届出後から9月6日（選挙期日の前日）まで

2 選挙運動が禁止されている者

(1) 選挙事務関係者（法第135条）

投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中その関係区域では選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員（法第136条）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税吏員は選挙運動をすることができません。

(3) 満18歳未満の者（法第137条の2）

満18歳未満の者は選挙運動をすることができず、満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることは禁止されています。

ただし、選挙運動を伴わない労務に使用することは差し支えないとされています。

(4) 選挙犯罪者等（法第137条の3）

選挙犯罪又は規正法に違反して選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。

≪以下、地位を利用して選挙運動をすることが禁止されている者≫

(5) 公務員等（法第136条の2）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

(6) 教育者（法第137条）

学校教育法に規定する学校長及び教員は、学校の児童生徒及び学生に対して教育上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

(7) 不在者投票管理者（法第135条）

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

3 選挙運動において禁止されていること

(1) 休憩所等（法第 133 条）

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません。

(2) 戸別訪問（法第 138 条）

- 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得させない目的をもって戸別訪問をすることはできません。
- いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のために、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党等の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされ禁止されます。

(3) 署名運動（法第 138 条の 2）

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得させない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。

(4) 人気投票の公表（法第 138 条の 3）

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

(5) 飲食物の提供（法第 139 条）

- 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することはできません。
候補者が運動員に対して飲食物を提供したり、第三者が激励のためにするいわゆる陣中見舞いや事務所開きに飲食物を提供することも違反となります。
- 弁当の提供は、法令の範囲内で、選挙事務所で食事するため又は携行するために、行うことが認められています。（「出納責任者のしおり」参照）

(6) 氣勢を張る行為の禁止（法第 140 条）

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることは禁じられています。

4 選挙運動用自動車及び拡声器について

(1) 使用できる数

候補者 1 人につき、自動車 1 台及び拡声機 1 そろい（1 組の拡声装置をいい、例えば 1 個のマイクロフォンに対し、数個のスピーカーが設備されている場合も 1 そろいとみなされる。）の使用が認められています。

なお、拡声機については、個人演説会の開催中、その会場において別に 1 そろいを使用することができます。（法第 141 条）

(2) 表示板の設置

選挙運動用自動車及び拡声器を使用する場合には、立候補届出後に選管が交付する「選挙運動用自動車表示板」を掲示しなければなりません。

表示板は、自動車についてはその前面に、拡声機については外部から見やすいところに使用中は取り付けておかなければなりません。

(3) 看板等を取り付ける場合

(2)の表示板を掲示した自動車には、候補者や政党のポスター、立札、看板等を取り付けることができます。規格等については(16～17頁)を参照してください。

なお、自動車で立札、看板等を掲示する場合、警察署の許可申請が必要になる場合がありますので、あらかじめ管轄の警察署に必ず確認してください。

(4) 使用できる車種(法第141条、令第109条の3)

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車

(ただし、二輪自動車以外の自動車については、次の構造のもの(いわゆるオープンカーのようなもの)は使用できない)

- ・屋根、側面又は後面の全部又は一部が開放となっているもの
- ・屋根の全部又は一部が開閉できるもの

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

(ただし、次の構造のもの(いわゆるオープンカーのようなもの)は使用できない)

- ・屋根、側面又は後面の全部又は一部が開放となっているもの
- ・屋根の全部又は一部が開閉できるもの

ウ 四輪駆動式の自動車で、車両重量2トン以下のもの

- ・屋根、側面又は後面の全部又は一部が開放となっているものは使用できませんが、ア及びイと異なり、屋根が開閉できるものでも、走行中開かなければ使用できます。

※ アからウまでの自動車を走行中は窓以外の部分を開けることはできません。(ライトバンの後部の物品積み降ろし用の扉を開けたまま走行したり、ジープの幌を外して走行したりする等)

※ 乗車定員が11人以上であったり、車両重量が2tを超えるものは使用できません。

(5) 乗車できる人数

候補者、運転手(自動車1台につき1人に限る。)を除いて、自動車1台について4人を超えることはできません。(法第141条の2)

(6) 腕章の着用

候補者、運転手以外の乗員は、選管が4枚交付する「乗車用腕章」を着用しなければなりません。(法第141条の2)

(乗車用腕章は、街頭演説において選挙運動に従事する方の腕章としても使用可能)

5 選挙運動用費用の上限額（法定制限額）

告示の日における選挙人名簿登録者数によるため、選挙の告示日（8月31日）に告示いたします。

(1) 市長選

- ・ A(告示日における選挙人名簿登録者数×81)+3,100,000 円
- ・ Aが15,500,000 よりも大きい場合は、18,600,000 円

(2) 市議補選

- ・ B(告示日における選挙人名簿登録者数÷34(議員定数)×501)+2,200,000
- ・ Bが4,400,000 よりも大きい場合は、6,600,000 円

6 選挙運動一覧表

項 目	内 容
選挙事務所	10 ㊦参照
選挙運動用自動車及び拡声器	14～15 ㊦参照
選挙運動用通常はがき	11 ㊦参照
選挙運動用ビラ	11 ㊦参照
インターネット等	○ウェブサイト(HP、SNS、ブログなど)(法 142-3) ・ 選挙運動を禁止されている者以外可能 ・ 頒布者の連絡先(メールアドレス、ユーザ名等)を表示しておかなければならない(法 142-3(3)) ・ 選挙当日も掲載可能(法 142-3(2))だが更新は不可 ○電子メール(法 142-4) ・ 候補者、確認団体は可能だが、有権者は不可 ・ 選挙運動用である旨、送信者の氏名、送信拒否通知ができる旨、送信拒否通知を行う際のEメールアドレス等の通知先を表示する義務あり(法 142-4(7)) ・ 送信対象者に一定の制限あり(法 142-4(2))、記録の保存義務有(法 142-4(5)) ※ ウェブ、メールの内容を印刷したり、DVDに録画して頒布することはできない ○ 有料インターネット広告は禁止(法 142-6)
選挙運動用ポスター (公営) (法 143(1)⑤、143(3)、144-2 法 144(5))	○公営ポスター掲示場(市内430か所)1か所につき1枚 ※ 掲示箇所数は、選挙の都度委員会で決定 ※ 公営ポスター掲示場以外への掲示は不可 ○規格 42 cm×40 cm以内(個人演説会告知 42cm×10cm 含む) (法 144(4)、143(12)) ○表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所記載が必要

ポスター・立札・看板の類	○選挙事務所(選挙事務所を表示するために使用するもの) ・選挙事務所ごとにポスター、立札、看板の類通じて3以内 ・ポスター、立札、看板の規格は縦350cm×横100cm以内 ・ちょうちん類は1個、規格は高さ85cm×直径45cm以内 ・当日も掲示することができる ○選挙運動用自動車(選挙運動用自動車に取り付け使用するもの) ・ポスター、立札、看板の類は数や記載内容に制限はない ・ポスター、立札、看板の規格は縦273cm×横73cm以内 ・ちょうちん類は1個、規格は高さ85cm×直径45cm以内 ○個人演説会場(演説会の開催中に会場の内外に設置するもの) ・会場外にはポスター、立札、看板の類、計2以内まで掲示可能、規格は縦273cm×横73cm以内 ・会場内のポスター、立札、看板の類の数、規格の制限なし ・ちょうちんは会場内外あわせて1個、規格は高さ85cm×直径45cm以内 ・掲示責任者の氏名及び住所の掲載義務あり
新聞広告	○いずれか1つの新聞に2回まで広告できる ・寸法は横9.6cm×縦二段組以内 ・掲示は都道府県の選挙管理委員会の指示する場所に限定される ・色刷り禁止 ○申込は選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を発行者に提示して掲載を申請
選挙公報	「選挙公報発行要領」参照
個人演説会	・12条参照 ・会場で使うポスター、看板等については「ポスター・立札・看板の類」の項を参照
街頭演説	○候補者はもとより第三者が候補者のために演説することも可能 ○その場所にとどまり、所定の標旗1本(市選管交付)を掲げなければならない ○停止した選挙運動用自動車の上では可能(標旗は不要)だが、移動中の車両では不可 ○時間は午前8時から午後8時まで ○学校、病院等の周辺では静穏保持、長時間同一の場所で行わないに努力する義務あり ○選挙運動員は15人以内で法定の腕章(乗車用4、運動員用11)を着用すること ○選挙運動用自動車にもともと掲示されているものを除いて、街頭演説の場所にポスター、立札、看板等の類は一切掲示できない ○その場でのビラの頒布(市長選のみ)や連呼行為は可能

連呼行為	原則禁止だが、次の場合は例外的に認められる。 ・ 個人演説会場又は街頭演説の場所においてする場合 ・ 選挙運動用自動車の上において午前８時から午後８時までの間する場合 ※学校、病院等の周辺で行う場合における静穏保持に努めなければならない ※国、地方公共団体所有又は管理する建物(公営住宅除く)や乗合自動車内、病院等では禁止されている
脱法文書の制限 (禁止を免れる行為)	○選挙期間中、名義をもってするを問わず、候補者の氏名、シンボルマーク等、政党等の名称又は候補者を支持したり反対する者の名が表示された文書図画を頒布、掲示することはできない ○選挙期間中、候補者の氏名等を記した挨拶状等を選挙区内に頒布、掲示はできない
文書図画の撤去	選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等は、次の場合直ちに撤去しなければならない ○選挙事務所を廃止したとき ○選挙運動用自動車の使用をやめたとき ○演説会が終了したとき 上記の場合に選管が撤去命令を出し、撤去しない場合は処罰の対象となる
その他	○告示日前に掲示した、政党等がその政治活動のために使用するポスターにその氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、候補者となった日のうちに当該ポスターを撤去しなければならない ○選挙運動のために、回覧板その他の文書図画の類を多数の者に回覧させることは禁止されている ○選挙運動のためにアドバルーン、ネオンサイン、電光表示、スライドその他の方法による映写等の類を使用することはできない ○テレビ、ラジオ等の放送設備を使用して選挙運動をすることはできない

V 当選と選挙終了後の問題

1 当選人

(1) 市長選挙の当選人

法定得票数を満たす最多得票者を当選人とします。

法定得票数 → 有効投票の総数の4分の1以上

(2) 市議補選の当選人

法定得票数を満たし得票数の多い順に定数に達するまで当選人とします。

法定得票数 → 有効投票の総数÷34(本市議会議員の定数)の4分の1以上

※ 得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(3) 当選を失うとき

ア 選挙期日後において被選挙権を有しなくなったとき（法第99条）

イ 当選人で、法律の定めるところにより兼職禁止の職にある方が当選の告知を受けたとき（法第103条）

ウ 当選人で、地方自治法による兼業禁止の職（当該地方公共団体と請負関係にある議員）に該当する方が、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を届け出なかったとき（法第104条）

2 当選の告知及び当選証書の附与

(1) 当選人の告知

9月8日(月)に各選挙の当選人に対し、当選をお知らせします。

(2) 当選証書の附与式

市長選挙、市議補欠選挙とも9月9日午前中を予定しています。

場所、時間等は別途当選人に対してお知らせします。

3 連座制と当選無効

連座制とは、候補者や立候補を予定している人と一定の関係にある人が、買収等に関わった場合、候補者や立候補を予定している人が買収等に関わっていなくても、当選無効や立候補制限という制裁を科す制度です。

(1) 連座制の対象者とそのケース（法第251条の2、251条の3）

ア 総括主催者（候補者の選挙運動の全体を指揮する人）

- イ 出納責任者
- ウ 地域主催者（候補者の選挙区の一部地域において選挙運動を指揮する人）
→ (2)の選挙犯罪により罰金以上の刑(執行猶予を含む。)が確定した場合
- エ 候補者の親族
- オ 候補者の秘書
→ 候補者、総括主催者、地域主催者と意思を通じて選挙運動をした者が、(2)の選挙犯罪により禁錮以上の刑(執行猶予を含む。)が確定した場合
- カ 組織的選挙運動管理者等
→ (2)の選挙犯罪により禁錮以上の刑(執行猶予を含む。)が確定した場合

(2) 連座制の対象となる選挙犯罪

- ア 買収及び利害誘導罪
- イ 多数人買収及び多数人利害誘導罪
- ウ 公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪
- エ 新聞紙、雑誌の不法利用罪
- オ 選挙費用の法定額違反〔出納責任者についてのみ〕

※買収罪に当たる行為とは（法第 221 条～第 223 条）

当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人又は選挙運動者に対して金銭、物品等の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたときに成立し、その行為を行った者が処罰されます。

(3) 連座制に該当すると

- ア 候補者の当選が無効になります。
- イ 候補者が連座に係る訴訟の判決の確定等の日から 5 年間、その選挙と同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することができません。

4 選挙後の挨拶行為の制限

何人も、選挙期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶をする目的をもって次の行為をすることはできません。（法第 178 条）

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 文書図画（自筆の信書、選挙人からもらった当選の祝辞・落選の見舞いなどに対する返信、インターネット等を利用して頒布される文書図画を除く。）を頒布し又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党等の名称を言い歩くこと。

5 供託物の取扱

供託物は、次の区分によって返還又は没収されます。

- ・ 供託金額 ： 市長選 100万円 ・ 市議補選 30万円
- ・ 供託金没収点 ： 市長選～有効投票総数の 1/10
市議補選～有効投票総数÷34(議員定数)の 1/10

(1) 供託物の返還

得票数が供託金没収点以上の場合は、選挙及び当選の効力が確定後(9月24日以降)に選管から供託書を返還し、あわせて上記の得票数を得たことの証明書を交付します。

返還の手続は、その供託書と上記の得票数を得たことの証明書の交付を法務局に提出することにより行います。

(2) 供託物の没収

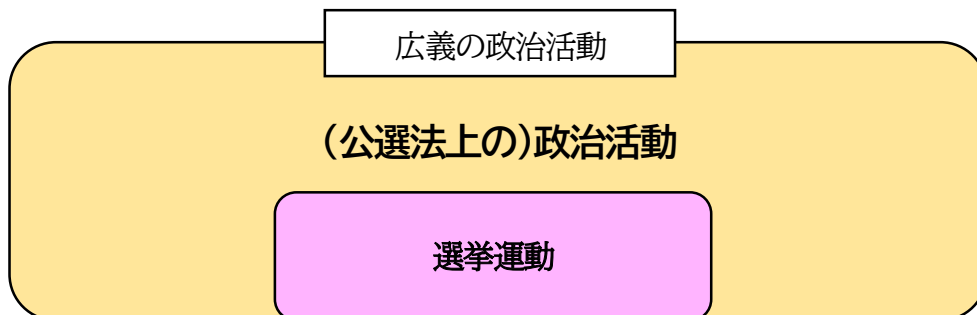
得票数が供託物の没収点に達しないときは、上記供託金は没収されます。

VI 政治活動の規制について

1 政治活動と選挙運動

政治活動とは政治上の目的をもって行われる一切の活動をいいますが、法ではこの政治活動から「選挙運動」に当たる部分を区別して、選挙運動にわたる行為を除いたものを「政治活動」としています。

ここでは、その選挙運動にわたる行為を除いた政治活動(公選法に言う政治活動)について記載します。



2 選挙がないときの政治活動の規制

選挙が行われていないときは、候補者の氏名や氏名を類推させるような表示がされた文書図画については、次のア～エを除きに掲げるもの以外は一切掲示することができません。

とくに、街頭等において公職の候補者等や後援団体が演説等を行う場合、候補者の氏名や氏名が類推できる事項若しくは当該後援団体の名称を表示した看板、のぼり旗、プラカード、たすき、腕章等、裏打ちポスターは罰則をもって禁止されています。

(法第 243 条)

ア 政治活動用事務所における立札及び看板の類

- 規格・寸法：縦 150cm 以内、横 40cm 以内（足も含む。）
- 設置数：市長、市議会議員とも、候補者・後援団体それぞれ 6 枚以内（1 箇所の事務所につき 2 枚が限度です。）

※ 掲示に当たっては、旭川市選挙管理委員会に「証票」の交付を申請し、これを掲示する看板、立札に貼付しなければなりません。

※ 証票が貼られていないもの、証票の期限が切れたもの、事務所以外に設置されたもの、建物や土地の所有者の許可を得ていないものは認められません。

イ 政治活動用ポスター

- ベニヤ板やプラスチック板等を用いて裏打ちされたものは掲示できません。
- 裏打ちしていないものでも「〇〇後援会連絡所」や「〇〇後援会会員証」のように候補者又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは掲示できません。
- 政治活動用ポスターには、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- 公職の候補者等及び後援団体が掲示する政治活動用ポスターは、当該選挙の任期満了の 6 か月前の日から選挙当日までに当たる次の期間は掲示することができません。

令和 7 年 3 月 25 日～令和 7 年 9 月 7 日

ウ 演説会等の会場で使用する文書図画

政治活動用ポスター、看板、のぼり旗、プラカード、たすき、腕章等について、政治活動のためにする演説会、後援会、研修会等で、開催中に限り会場内で使用することは認められています。

3 選挙時における政治活動の規制

市長選挙が行われる期間（告示日から選挙当日まで）は、選挙が行われる区域内（旭川市内）において政治活動が制限されます。

ただし、市長選挙における所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体については、選挙管理委員会に申請し「確認団体」として確認書の交付を受けたものが、規制される政治活動を一定の条件の下で行うことができる制度があります。

この確認団体については、別冊「確認団体の手引」を参照してください。

なお、市議補欠選挙に係る政党その他の政治団体については、所属候補者又は支援候補者を有する場合であっても、確認団体の制度がない（確認団体になれない）ため確認団体以外の政党等と同様の制限を受けることになります。

＜＜規制を受ける政治活動一覧＞＞

項 目	確認団体	確認団体以外
① 政談演説会の開催	＊	×
② 街頭政談演説の開催	＊	×
③ 選挙運動用自動車の使用	＊	×
④ 拡声機の使用	＊	×
⑤ 政治活動用ポスターの掲示	＊	×
⑥ 立札・看板(政治団体等の事務所において掲示するもの以外)の掲示	＊	×
⑦ ビラ及びこれに類する文書図画の配付	＊	×
⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の掲示又は頒布	＊	×
⑨ 連呼行為	＊	×
⑩ 公共の建物(公営住宅等を除く)における文書図画(新聞雑誌を除く)の頒布(郵便等・新聞折込の方法を除く)	＊	×
⑪ 掲示又は頒布する文書図画に候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載すること(新聞、雑誌、インターネット等により頒布されるものを除く)	×	×

＊＝政治活動が一定の制約のもと認められるもの

×＝政治活動が認められていないもの

＜＜規制を受ける政治活動の概要＞＞

① 政談演説会の開催

政談演説会とは、政党その他の政治活動を行う団体が、その政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会のことをいい、例えば、次のようなものは政談演説会として規制を受けることになります。

- ◇ 総決起集会 ◇ ○○党演説会 ◇ 市政報告会
- ◇ 市政を語る会 ◇ ○○激励集会

② 街頭政談演説の開催

街頭政談演説とは、政党その他の政治活動を行う団体が街頭又はこれに類似する場所において、政策の普及宣伝のために行う演説をいいます。

③ 選挙運動用自動車の使用

④ 拡声機の使用

政策の普及宣伝(政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝も含む。)及び演説の告知のための自動車及び拡声機の使用をいいます。

⑤ 政治活動用ポスターの掲示

⑥ 立札・看板(政治団体等の事務所において掲示するもの以外)の掲示

⑦ ビラ及びこれに類する文書図画の配付

政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したポスター及び立札、看板の類の掲示又はビラの頒布は、政治活動用のポスター、立札・看板の類、ビラに含まれ制限されます。

- ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の掲示又は頒布
- ⑨ 連呼行為
- ⑩ 公共の建物(公営住宅等を除く)における文書図画(新聞雑誌を除く)の頒布(郵便等・新聞折込の方法を除く)
- ⑪ 掲示又は頒布する文書図画に候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載すること(新聞、雑誌、インターネット等により頒布されるものを除く)
確認団体であると否を問わず禁止されます。
なお、除外規定がある新聞紙、雑誌、インターネット等による政治活動は、選挙運動にわたらない限り制限を受けないものとされています。

VII 寄附の禁止について

寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものを指します。

寄附には、花輪、供花、香典又は祝儀もこれに類するものとして含まれます。

1 候補者等の寄附の禁止

- (1) 公職の候補者又は候補者となろうとする者(現に公職にある者を含む。以下「候補者等」という。)は、選挙区にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることはできません。(法第199条の2)

また、何人も公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することもできません。

ただし、次の場合は例外として除かれます。(法第199条の2第1項、3項)

ア 政党その他の政治団体・支部に対してする場合。

ただし、後援団体に対する寄附は、6月27日(任期満了の90日前)から9月7日(選挙の期日)までは寄附をすることができません。(法第199条の5第4項)

イ 候補者の親族(六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族)に対してする場合

ウ 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償(ただし、食事、食料の提供は禁止されている。)としてする場合。

※ 一定期間内に開かれるものや、参加者に対して供応接待をするような集会は実費の補償であってもすることはできません。

- (2) 公職の候補者以外の者が公職の候補者等を寄付の名義人として当該選挙区内にある者に対する寄附は、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。

また、何人も公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対して、寄附を勧誘したり要求することもできません。

ただし、次の場合は例外として除かれます。(法第 199 条の 2 第 2 項、4 項)

ア 候補者の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）に対してする場合

イ 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償（ただし、食事、食料の提供は禁止されている。）としてする場合。

禁止され罰則の対象となる寄附の例

○葬式への花輪や供花

○祝儀や香典で秘書や代理人が出席して渡す場合や事前、事後に届け出るもの

※ 候補者等が自ら出席し、その場においてする場合は罰則の対象とならない。ただし、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

○お歳暮やお中元、入学祝、出産祝、快気祝等

○病気やけがに対するお見舞い

○スポーツ大会やお祭りへの寄附や差入れ

2 後援団体の寄附の禁止

後援団体（特定の候補者を支持、推薦することがその政治活動の主たるものである団体）の寄附は、時期のいかんを問わず、罰則をもって禁止されています。

ただし、次に掲げるものを除きます。

（法第 199 条の 5 第 1 項、第 249 条の 5 第 1 項）

(1) 政党その他の政治団体・支部に対する寄附

(2) 当該候補者等に対する寄附

(3) 後援団体が、その団体の設立目的(※1)により行う行事又は事業に関する寄附(※2)

※1 「設立目的により行う行事又は事業」とは、後援団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会（結成集会を含む。）、見学、旅行、その他の行事や印刷出版等の事業が該当します。

※2 花輪、供花、香典、祝儀これらに類するものとしてされるもの及び「一定期間内(6月27日～9月7日)」にされるものは、寄附禁止の例外から除かれます。

3 その他の寄附の禁止

(1) 旭川市と特別な関係がある者等の寄附の禁止

次の者（団体にあつてはその役職員）は、市長選挙及び市議補欠選挙に関し寄附することは罰則をもって禁止されています。

また、何人もこれらの者から寄附を勧誘し、若しくは要求し、又は受領することも禁止されています。

- ア 旭川市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者(現に契約を結んでいる者を指す。)(法第 199 条)
- イ 融資を行っている金融機関等が、市から利子補給金を受けている場合に、当該金融機関等から融資を受けている会社その他の法人(法第 199 条)
- ウ 市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社等(規正法第 22 条の 3、第 26 条の 2)
- エ 市から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等(規正法第 22 条の 3、第 26 条の 2)

(2) 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又はその他団体(後援団体を含む。)は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません(政党その他の政治団体・支部に対する寄附を除く。)(法第 199 条の 3、第 249 条の 3)

(3) 候補者等の氏名を冠した会社・後援団体の寄附の禁止

候補者等の氏名が表示され、又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体(後援団体を含む。)は、当該選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることはできません(政党その他の政治団体・支部に対する寄附を除く。)(法第 199 条の 4、第 249 条の 4)

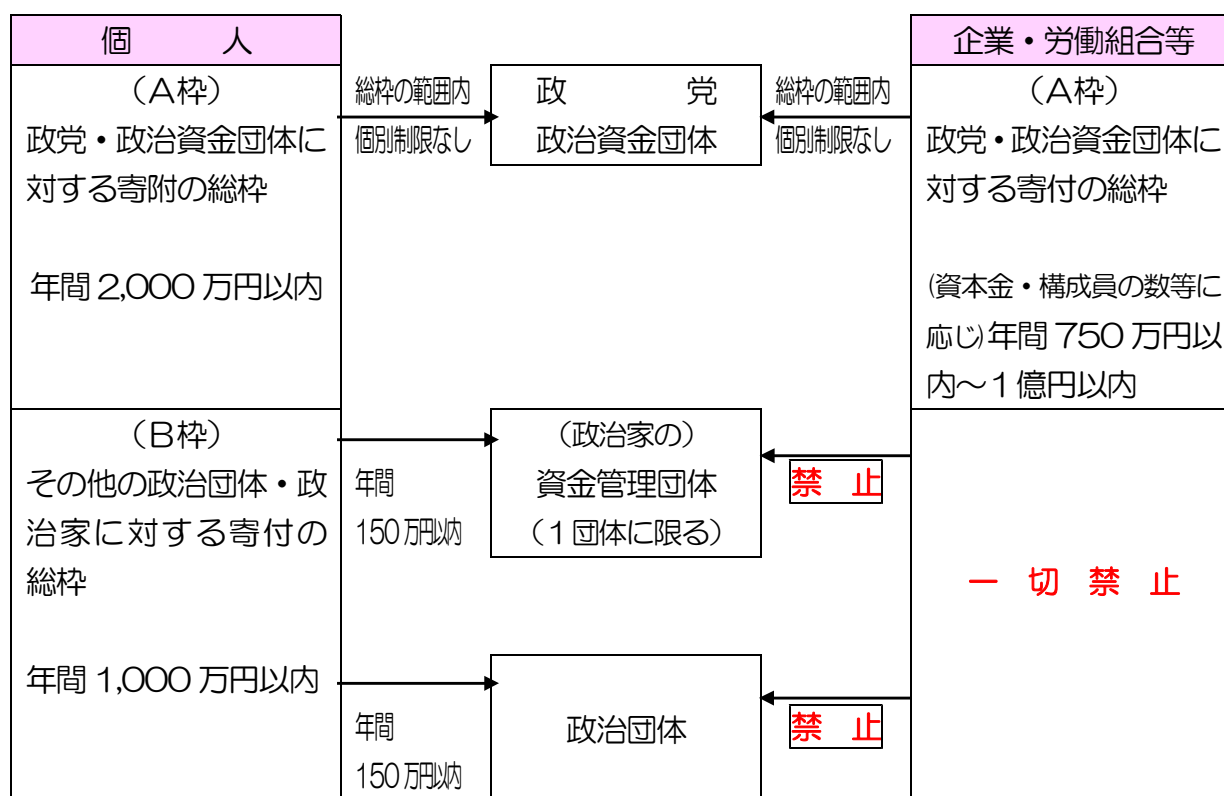
(4) 外国人からの寄附の受領の禁止

何人も、外国人、外国法人、外国の団体から政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けることはできません。(規正法第 22 条の 5)

(5) 匿名の寄附等の禁止

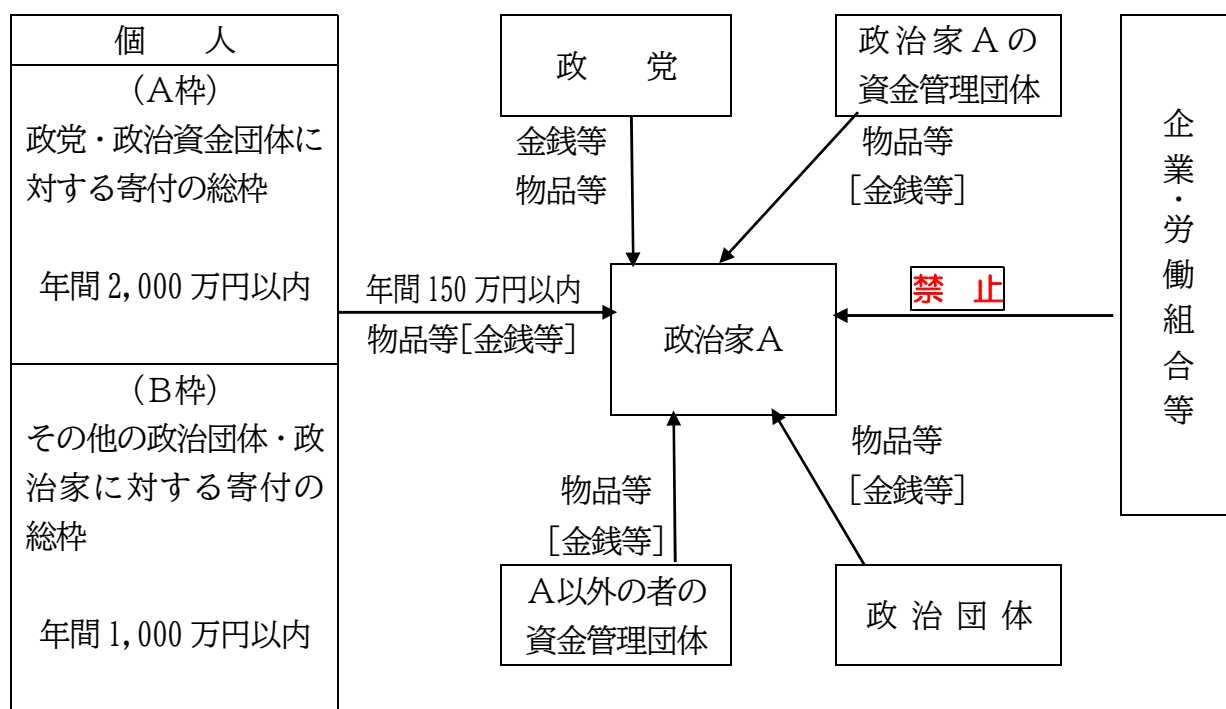
何人も、本人以外の名義又は匿名で、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附をすることも、寄附を受けることもできません。(街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が千円以下のものを除く。)(規正法第 22 条の 6)

4 政党その他の政治団体への政治資金のながれ



- ◎ 個人は、政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（A枠）の範囲内で寄附をすることができます。
- ◎ 個人は、その他の政治団体に対しては、総枠制限（B枠）の範囲内で1 団体に対し、年間で 1 5 0 万円以内（個別制限）において、寄附をすることができます。
- ◎ 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限（A 枠）の範囲内で寄附をすることができますが、これ以外の者に対する寄附は、一切禁止されています。
- ◎政治団体が、他の政治団体に寄附をする場合は、年間 5,000 万円が限度とされています。
- ◎ 政治資金団体へ寄附する場合や、政治資金団体から寄附をする場合は、貯金又は郵便振替の口座への振替によらなければなりません。（ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附は除きます。）

5 政治家個人への政治資金のなかれ



※ [金銭等]：選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附は禁止されております。

※ 資金管理団体とは、政治家が、その政治家のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者がその代表者である政治団体のうちから指定した一の団体をいいます。

◎ 個人は、総枠制限（B枠）の範囲内で1政治家に対し年間150万円以内（個別制限）において政治活動に関する物品等の寄附をすることができますが、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附は、選挙運動に関するもののみ認められます。

◎ 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政治家に対してその政治活動に関する寄附をすることは一切禁止されております。

◎ 政治団体のうち政党は、政治家に対してその政治活動に関する寄附をすることは認められます。

◎ 政党以外の政治団体は、政治家に対してその政治活動に関する物品等の寄附をすることはできませんが、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附は選挙運動に関するもののみ認められます。

◇ 立候補届出書類等の記載例

立候補届出書類一覧

書 類 等 の 名 称	本人届出 の 場 合	推薦届出 の 場 合	掲 載 ペー ジ
候 補 者 届 出 書 (本 人 届)	◎		30
候 補 者 届 出 書 (推 薦 届)		◎	31
推 薦 届 出 承 諾 書		◎	32
選 挙 人 名 簿 登 録 証 明 書		◎	-
戸 籍 謄 本 又 は 抄 本	◎	◎	-
供 託 証 明 書	◎	◎	-
宣 誓 書	◎	◎	33
所 属 党 派 証 明 書	○	○	-
通 称 認 定 申 請 書	○	○	34
候 補 者 経 歴 書	◎	◎	35～36
選 挙 事 務 所 設 置 (異 動) 届			37～38
(上 記 の) 承 諾 書			39
出 納 責 任 者 選 任 (異 動) 届			40～41
(上 記 の) 承 諾 書			42
選 挙 運 動 事 務 員 等 届 出 書			43
選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書			44
選 挙 運 動 用 ビ ラ 届 出 書			45
選挙運動用ポスター(種類)			-
選挙運動用ビラ(種類)			-

◎～必ず提出が必要なもの

○～該当する場合に提出が必要なもの

※ 立候補届出書類の記載例は「旭川市長選挙」を例としていますが、記載内容は「旭川市議会議員補欠選挙」と同じです。「旭川市長選挙」を「旭川市議会議員補欠選挙」と読み替えてください。

【上記様式は下記URLでも公開しています】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/461/463/4631/d082241.html>

※本人が届出する場合

受付番号	受付日時	受 付 者
	月 日 時 分	

戸籍に記載の氏名を楷書で記入

旭川市長選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者	あさひかわ たろう 旭川 太郎	性 別	男
本 籍	北海道旭川市〇条通〇丁目右〇〇号		
住 所	北海道旭川市△△6条〇丁目〇番〇号		
生 年 月 日	昭和・平成 49年10月1日（満50歳）		
党 派	□□党		
職 業	〇〇〇〇株式会社 社員		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.*****		
選 挙	令和7年9月7日執行 旭川市長選挙		
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名	北海道議会議員		
添 付 書 類	① 供託証明書 ② 宣誓書 ③ 所属党派証明書 ④ 戸籍の謄本又は抄本		

選挙期日(9/7)現在の満年齢を記入
巻末(年齢早見表)参照

所属党派証明書の党派名を記入。所属する
党派がない場合又は証明書がない場合は
「無所属」と記入

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイトのアドレスを一つ記入することができます

令和 7 年 8 月 3 1 日

旭川市長選挙長 白井 暢明 様

候補者氏名 **旭川 太郎**

候補者本人の署名(自書)又は記名押印が必要です。
ない場合は届け出る方の本人確認書類(代理人届出の場合は委任状も)が必要です

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日（令和7年9月7日）現在の満年齢を記載しなければならない。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

※推薦届出者が届出する場合

受付番号	受付日時	受 付 者
	月 日 時 分	

戸籍に記載の氏名を楷書で記入

旭川市長選挙候補者届出書（推薦届出）

ふりがな 候補者	あさひかわ たろう 旭川 太郎	性別	男
本籍	北海道旭川市〇条通〇丁目右〇〇号		
住所	北海道旭川市△△6条〇丁目〇番〇号		
生年月日	昭和・平成 49年10月1日（満 50 歳）		
党派	□□党		
職業	〇〇〇〇株式会社 社員		
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.*****		
選挙	令和7年9月7日執行 旭川市長選挙		
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名	北海道議会議員		
添付書類	① 候補者の承諾書 ② 選挙人名簿登録証明書 ③ 供託証明書 ④ 宣誓書 ⑤ 所属党派証明書 ⑥ 戸籍の謄本又は抄本		

選挙期日(9/7)現在の満年齢を記入
巻末(年齢早見表)参照

所属党派証明書の党派名を記入。所属する党派がない場合又は証明書がない場合は「無所属」と記入

上記のとおり推薦届出をします。

令和 7 年 8 月 31 日

旭川市長選挙長 白井 暢明 様

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイトのアドレスを一つ記入することができます

推薦届出者本人の署名(自書)又は記名押印が必要です。
ない場合は届け出る方の本人確認書類(代理人届出の場合は委任状も)が必要です

推薦届出者住所 北海道旭川市〇〇4条〇丁目〇番地〇

推薦届出者氏名 北海道夫

推薦届出者生年月日 昭和 38 年 3 月 30 日生

備考

- 「生年月日」欄、「党派」欄及び「職業」欄の記載については、第19号様式の備考に準ずる。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者推薦届出承諾書

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙における候補者となることを承諾します。

令和 7年 8月31日

※立候補届出の年月日を記入

推薦届出者 北海道夫 様

(推薦届出代表者)

候補者 住所 北海道旭川市△△6条○丁目○番○号

氏名 旭川 太郎

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により、令和7年9月7日執行の旭川市長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 7年 8月31日

※立候補届出の年月日を記入

候補者 住所 北海道旭川市△△6条〇丁目〇番〇号
氏名 旭川 太郎

通称認定申請書

ふりがな あさひかわ たろう

候補者氏名 旭川 太郎

ふりがな あさひかわ いちろう

呼 称 旭川 一郎

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 7年 8月31日

※立候補届出の年月日を記入

旭川市長選挙長 白井 暢明 様

候補者

住所 北海道旭川市△△6条○丁目○番○号

氏名 旭川 太郎

※ 広く通用していることを証明する資料(名刺、手紙はがき等の信書等)の提示が必要な場合

例 旭川 太郎 → 旭川 一郎

※ 次のような場合は上記資料の提示が不要(ただしこの申請書の提出は必要です)

・戸籍に記載された氏名を「かな書き」にする場合(例 旭川 太郎 → 旭川 たろう)

※ 通称が使用されるものは次のとおりです

- ・立候補届出の告示
- ・候補者の氏名等掲示
- ・記号式投票用紙の氏名(市長選挙の当日のみ)
- ・選挙公報
- ・新聞広告

※ 次のものは、通称認定の申請の有無に関わらず、候補者が(通称を使用するか)自由に決めることができます

- ・選挙運動用ポスター
- ・立札、看板等

候補者経歴書

令和 7 年 8 月 31 日提出

ふりがな	あさひかわ たろう		党 派	〇 〇 党
氏 名	旭 川 太 郎		職 業	〇〇〇〇株式会社 社員
旧 氏 名			本 籍	北海道旭川市〇条通〇丁目右〇〇号
生年月日	昭和49年10月 1日		住 所	北海道旭川市△△6条〇丁目〇番〇号
経 歴 の 概 要				
年	月	日	経 歴 事 項	
			(1) 職業に関すること	
自平成7	4	1	〇〇商事入社	
至平成12	3	31	〇〇商事退社	
自平成12	4	1	有限会社×××入社	
至平成24	11	30	有限会社×××退社	
自平成27	4	1	〇〇〇〇株式会社入社	
至現在				
			(2) 公職に関すること	
自平成15	7	1	〇〇審議会委員	
至平成16	6	30		
自平成17	5	1	〇〇協議会委員	
至平成19	12	31		
自平成20	1	1	同 協議会会長	
至現在				
自平成25	5	1	〇〇協会理事	
至平成28	10	31		
自平成28	11	1	〇〇協会理事長	
至現在				

備 考

経歴の概要欄には、おおむね次の事項を記載すること。

- (1) 職業に関すること (2) 公職に関する経歴 (3) 賞罰に関する経歴
- (4) その他本人の経歴として記載することが適当と思われる事項

[illegible]

年

日

(3) 賞罰に関すること

平成 26

1

(4) その他

なし

選挙事務所設置（異動）届

1 選挙名	令和7年9月7日執行 旭川市長選挙	
2 選挙事務所の設置場所	異動前	旭川市〇条通〇〇丁目〇番地の〇 (電話)0166-99-9876
	異動後	旭川市 (電話)
3 設置（異動）年月日	令和7年8月31日	
4 候補者氏名	旭川 太郎	
5 推薦届出者(推薦届出代表者)氏名		
6 連絡責任者氏名	石狩 川 男	

※ 連絡責任者は選管と連絡が取りやすい方を御選任ください
上記のとおり届け出ます。

令和 7年 8月31日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

届出人 旭川 太郎

候補者本人の署名(自書)又は記名押印が必要です。
ない場合は届け出の方の本人確認書類(代理人届出の場合は委任状も)が必要です

備考

- 1 候補者が、この届出をするときは、推薦届出者（推薦届出代表者）氏名欄は、記載する必要がないこと。
- 2 推薦届出者がこの届出をするときは、様式第4号による候補者の承諾書を添付すること。なお、推薦届出者が数人ある場合には、その代表者であることを証明する様式第5号による代表者証明書を併せて添付すること。
- 3 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

選挙事務所設置 ~~(異動)~~ 届

1 選挙名	令和7年9月7日執行 旭川市長選挙	
2 選挙事務所の設置場所	異動前	旭川市〇条通〇〇丁目〇番地の〇 (電話)0166-99-9876
	異動後	旭川市 (電話)
3 設置(異動)年月日	令和7年8月31日	
4 候補者氏名	旭川 太郎	
5 推薦届出者(推薦届出代表者)氏名	北海道 夫	
6 連絡責任者氏名	石狩 川 男	

※ 連絡責任者は選管と連絡が取りやすい方を御選任ください
上記のとおり届け出ます。

令和 7年 8月31日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

届出人 北海道 夫

推薦届出者本人の署名(自書)又は記名押印が必要です。
ない場合は届け出る方の本人確認書類(代理人届出の場合は委任状も)が必要です

備考

- 候補者が、この届出をするときは、推薦届出者(推薦届出代表者)氏名欄は、記載する必要がないこと。
- 推薦届出者がこの届出をするときは、様式第4号による候補者の承諾書を添付すること。なお、推薦届出者が数人ある場合には、その代表者であることを証明する様式第5号による代表者証明書を併せて添付すること。
- 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

承 諾 書

選挙事務所設置場所 旭川市〇条通〇〇丁目〇番地の〇

上記の場所に選挙事務所を設置することを承諾します。

令和 7年 8月31日

設置(又は異動)した日

推薦届出者 北海道夫 様

(推薦届出代表者)

候補者 旭川太郎

出納責任者選任 ~~(異動)~~ 届

立候補を届け出た日

令和 7 年 8 月 31 日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

~~(候補者)~~ ~~推薦届出者~~

候補者本人の署名(自書)又は記名押印が必要です。
ない場合は届け出る方の本人確認書類(代理人届出の場合は委任状も)が必要です

住 所 北海道旭川市〇条通〇丁目右〇〇号

氏 名 旭川 太郎

下記のとおり出納責任者を選任(異動)したので届け出ます。

選 挙 名		令和7年9月7日執行 旭川市長選挙	
候 補 者 氏 名		旭 川 太 郎	
出 納 責 任 者	氏 名	大 雪 山 子	
	住 所	旭川市〇〇6条9丁目〇番〇号 (電話)000-0000-0000	
	職 業	会社役員	
	生 年 月 日	昭和・平成 55年 3月 3日	
選任(異動)年月日		令和 7 8 月 31日	
前出納責任者氏名			

備考

- 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任(異動)について候補者の承諾を得たことを証明する書面(様式第 24 号)を添えること。また、この場合に推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面(様式第 5 号)を添えること。
- 前出納責任者氏名欄は、異動の場合に記入すること。
- 前任者の解任又は辞任についての法第 181 条の規定による通知があったことを証明する書面(文書による通知の写し)を添えること。
- 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

出納責任者選任 ~~(異動)~~ 届

立候補を届け出た日

令和 7 年 8 月 31 日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

(候補者 旭川 太郎 推薦届出者)

推薦届出者本人の署名(自書)又は記名押印が必要です。
ない場合は届け出る方の本人確認書類(代理人届出の場合は委任状も)が必要です

住 所 北海道旭川市〇〇4条〇丁目〇番地〇

氏 名 北海道夫

下記のとおり出納責任者を選任(異動)したので届け出ます。

選 挙 名	令和7年9月7日執行 旭川市長選挙		
候 補 者 氏 名	旭川 太郎		
出 納 責 任 者	氏 名	大 雪 山 子	
	住 所	旭川市〇〇6条9丁目〇番〇号 (電話) 000-0000-0000	
	職 業	会社役員	
	生 年 月 日	昭和・平成 55 年 3 月 3 日	
選任(異動)年月日	令和 7 8 月 31 日		
前出納責任者氏名			

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任(異動)について候補者の承諾を得たことを証明する書面(様式第24号)を添えること。また、この場合に推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面(様式第5号)を添えること。
- 2 前出納責任者氏名欄は、異動の場合に記入すること。
- 3 前任者の解任又は辞任についての法第181条の規定による通知があったことを証明する書面(文書による通知の写し)を添えること。
- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

出納責任者選任 ~~(異動)~~ 承諾書

1 新出納責任者	氏 名	大雪 山子
	住 所	旭川市〇〇6条9丁目〇番〇号
※ 2 旧出納責任者	氏 名	

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙における出納責任者を上記のとおり 選任・異動することを承諾します。

令和 7 年 8 月 3 1 日 — 立候補を届け出た日

推 薦 届 出 者 北 海 道 夫 様
(推薦届出代表者)

候補者

住 所 北海道旭川市〇条通〇丁目右〇〇号

氏 名 旭 川 太 郎

備考

※印欄は、異動承諾の場合にのみ記入すること。

選挙運動事務員等届出書

公職選挙法197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 7年 8月31日 — 立候補を届け出た日

旭川市選挙管理委員会委員長 白井 暢明 宛

旭川市長選挙候補者.....旭川 太郎.....

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備 考
〇〇 〇〇	旭川市神居〇条 〇丁目〇番〇号	62	女	車上運動員	8月31日 ～ 9月6日	7日間
〇〇 〇〇	旭川市春光〇条 〇丁目〇番〇号	53	女	〃	8月31日 ～ 9月4日	5日間
〇〇 〇〇	旭川市大町〇条 〇丁目〇番〇号	23	男	〃	8月31日 ～ 9月2日	3日間
〇〇 〇〇	旭川市〇〇条通 〇丁目〇号	34	女	〃	9月1日 ～ 9月6日	6日間
〇〇 〇〇	旭川市末広〇〇条 〇丁目〇番〇号	74	男	事務員	8月31日 ～ 9月6日	7日間
〇〇 〇〇	旭川市緑が丘〇条 〇丁目〇番〇号	58	女	〃	8月31日 ～ 9月5日	6日間
〇〇 〇〇	旭川市東光〇条 〇丁目〇番〇号	43	女	〃	9月1日 ～ 9月4日	4日間
〇〇 〇〇	旭川市豊岡〇条 〇丁目〇番〇号	29	女	車上運動員	9月3日 ～ 9月6日	4日間
〇〇 〇〇	旭川市永山〇条 〇丁目〇番〇号	44	男	〃	9月4日 ～ 9月6日	3日間
〇〇 〇〇	旭川市南〇〇条 〇〇丁目〇番〇号	69	男	事務員	9月5日 ～ 9月5日	1日間
〇〇 〇〇	旭川市緑町〇丁目 〇番〇号	60	女	手話通訳者	9月1日 ～ 9月3日	3日間
					月 日 ～ 月 日	
					月 日 ～ 月 日	
					月 日 ～ 月 日	
					月 日 ～ 月 日	
					月 日 ～ 月 日	

備考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所 旭川市神楽〇条〇丁目〇番〇号

氏 名 忠別 花子

生年月日 昭和 ・ 平成 41年 4月 1日

電話番号 0166 — 00 — 1234

選 挙 令和7年9月7日執行旭川市長選挙
立会すべき選挙区 旭川市選挙区

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 7年 9月 1日 立候補を届け出た日から選挙期日3日前(9/4)までの間

旭川市長選挙長 白井 暢明 様

旭川市長選挙候補者（党派 □□党 ）

氏 名 旭 川 太 郎

規則第15号様式

承 諾 書

令和7年9月7日執行の旭川市長選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和 7年 9月 1日 8月31日以降の日付

候補者 旭 川 太 郎 様

住所 旭川市神楽〇条〇丁目〇番〇号

氏名 忠別 花子

選挙運動用ビラ届出書

令和 7 年 8 月 31 日

(宛先) 旭川市選挙管理委員会委員長

候補者 旭川 太郎

次のとおり公職選挙法第 142 条第 1 項の規定により届け出ます。

選挙名	令和 7 年 9 月 7 日執行 旭川市長選挙	
種類	名称	規格(長さ×幅)
1	政策の宣伝、直接投票依頼など	29.7 cm×21 cm
2		

備考

- 1 ビラの種類ごとに 2 枚添付すること。
- 2 名称欄には、ビラの主な内容を簡単に記載すること。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

年 齢 早 見 表

生年月日	満年齢
昭和 3 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 4 ・ 9 ・ 8	96
昭和 4 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 5 ・ 9 ・ 8	95
昭和 5 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 6 ・ 9 ・ 8	94
昭和 6 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 7 ・ 9 ・ 8	93
昭和 7 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 8 ・ 9 ・ 8	92
昭和 8 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 9 ・ 9 ・ 8	91
昭和 9 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 10 ・ 9 ・ 8	90
昭和 10 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 11 ・ 9 ・ 8	89
昭和 11 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 12 ・ 9 ・ 8	88
昭和 12 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 13 ・ 9 ・ 8	87
昭和 13 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 14 ・ 9 ・ 8	86
昭和 14 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 15 ・ 9 ・ 8	85
昭和 15 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 16 ・ 9 ・ 8	84
昭和 16 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 17 ・ 9 ・ 8	83
昭和 17 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 18 ・ 9 ・ 8	82
昭和 18 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 19 ・ 9 ・ 8	81
昭和 19 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 20 ・ 9 ・ 8	80
昭和 20 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 21 ・ 9 ・ 8	79
昭和 21 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 22 ・ 9 ・ 8	78
昭和 22 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 23 ・ 9 ・ 8	77
昭和 23 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 24 ・ 9 ・ 8	76
昭和 24 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 25 ・ 9 ・ 8	75
昭和 25 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 26 ・ 9 ・ 8	74
昭和 26 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 27 ・ 9 ・ 8	73
昭和 27 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 28 ・ 9 ・ 8	72
昭和 28 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 29 ・ 9 ・ 8	71
昭和 29 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 30 ・ 9 ・ 8	70
昭和 30 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 31 ・ 9 ・ 8	69
昭和 31 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 32 ・ 9 ・ 8	68
昭和 32 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 33 ・ 9 ・ 8	67
昭和 33 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 34 ・ 9 ・ 8	66
昭和 34 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 35 ・ 9 ・ 8	65
昭和 35 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 36 ・ 9 ・ 8	64
昭和 36 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 37 ・ 9 ・ 8	63
昭和 37 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 38 ・ 9 ・ 8	62
昭和 38 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 39 ・ 9 ・ 8	61

生年月日	満年齢
昭和 39 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 40 ・ 9 ・ 8	60
昭和 40 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 41 ・ 9 ・ 8	59
昭和 41 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 42 ・ 9 ・ 8	58
昭和 42 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 43 ・ 9 ・ 8	57
昭和 43 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 44 ・ 9 ・ 8	56
昭和 44 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 45 ・ 9 ・ 8	55
昭和 45 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 46 ・ 9 ・ 8	54
昭和 46 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 47 ・ 9 ・ 8	53
昭和 47 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 48 ・ 9 ・ 8	52
昭和 48 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 49 ・ 9 ・ 8	51
昭和 49 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 50 ・ 9 ・ 8	50
昭和 50 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 51 ・ 9 ・ 8	49
昭和 51 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 52 ・ 9 ・ 8	48
昭和 52 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 53 ・ 9 ・ 8	47
昭和 53 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 54 ・ 9 ・ 8	46
昭和 54 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 55 ・ 9 ・ 8	45
昭和 55 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 56 ・ 9 ・ 8	44
昭和 56 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 57 ・ 9 ・ 8	43
昭和 57 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 58 ・ 9 ・ 8	42
昭和 58 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 59 ・ 9 ・ 8	41
昭和 59 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 60 ・ 9 ・ 8	40
昭和 60 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 61 ・ 9 ・ 8	39
昭和 61 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 62 ・ 9 ・ 8	38
昭和 62 ・ 9 ・ 9 ～ 昭和 63 ・ 9 ・ 8	37
昭和 63 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 1 ・ 9 ・ 8	36
平成 1 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 2 ・ 9 ・ 8	35
平成 2 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 3 ・ 9 ・ 8	34
平成 3 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 4 ・ 9 ・ 8	33
平成 4 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 5 ・ 9 ・ 8	32
平成 5 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 6 ・ 9 ・ 8	31
平成 6 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 7 ・ 9 ・ 8	30
平成 7 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 8 ・ 9 ・ 8	29
平成 8 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 9 ・ 9 ・ 8	28
平成 9 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 10 ・ 9 ・ 8	27
平成 10 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 11 ・ 9 ・ 8	26
平成 11 ・ 9 ・ 9 ～ 平成 12 ・ 9 ・ 8	25